

浜田市教育委員会告示第4号

浜田市幼児通級教室運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

浜田市教育委員会
教育長 岡田 泰宏

浜田市幼児通級教室運営要綱の一部を改正する告示

浜田市幼児通級教室運営要綱（令和 5 年浜田市教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 委員 子ども・子育て支援課の保健師、学校教育課の職員、通級教室の職員その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。